

<p>坪井委員長</p>	<p style="text-align: right;">(9:30)</p> <p>それでは、皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員数は5名でございます。定足数に達しておりますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会いたします。</p> <p>徳田委員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定によりまして、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日、会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがって、発言の際は挙手を願い、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>議題の1、議会運営申し送り事項等についてであります。</p> <p>非常時における議会活動の災害時対応要領につきまして、令和8年2月9日開催の議会運営委員会におきましては、令和7年1月14日開催の議会運営委員会で決定した木津川市精華町環境施設組合議会における災害時対応要領は廃止し、組合構成市町が既に策定しております規程や要領の内容に基づきまして、再度検討していくことを確認いただき、書記長においてたたき台を作成の上、協議いただくことを確認していただいております。</p> <p>このたたき台につきましては、事前にメールに添付して配信され、本日、改めて机上配付されておりますので、その内容につきまして、書記長に説明を求めます。</p> <p>書記長。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>それでは、ただいま委員長からございましたとおり、非常時における議会活動の災害時対応要領につきまして、私のほうでたたき台を作成し、皆様にはメールに添付して事前に配信し、本日は印刷したものを机上に配付させていただいております。</p> <p>令和8年4月23日議会運営委員会資料1をお願いいたします。本日机上に配付しているものでございます。</p> <p>2月9日開催の議会運営委員会におきまして確認いただきましたとおり、組合構成市町議会の対応要領や対応規程と、組合議会における対応規程案を一覧表として取りまとめたものでございます。</p> <p>また、組合が所掌する事務の範囲は、一般廃棄物の焼却処理という市民の健康的で衛生的な生活の確保に必要なものであります。市町が所掌している事務の範囲と比較いたしますと、極めて狭い範囲となっております。</p> <p>したがって、組合議会における対応規程案につきましては、それ</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>ら状況も踏まえた内容とすることも、2月9日開催の議会運営委員会において確認いただいたところでございます。</p> <p>まずは、規程の名称についてであります。</p> <p>規程の名称につきましては、「木津川市精華町環境施設組合議会における災害発生時等の対応規程」としております。木津川市議会では「要領」、精華町議会では「規程」となっておりますが、資料1、1段下がった下のほうに記載のとおり、一般的に規程が基本的なルールを定めた上位文書で、その下に要領を定めて、細部ルールや実施手順などを定めるとされておりますが、別途、詳細ルールや実施手順を定める予定もないことから「規程」としたものでございます。</p> <p>第1条の趣旨について、大規模災害や感染症の拡大を受け、安定した施設の運転に影響を及ぼす事態が発生した際に、組合議会議員として適切に活動することを目的としたものでございます。</p> <p>第2条、規程を適用する事態として、大規模災害などにより施設が被災、運転に支障が生じた場合と、感染症の拡大やアクセス道路の被災などにより、施設の運転に必要な人員や資材の確保などが困難な場合と制限列举方式にて示しているものでございます。</p> <p>なお、組合構成市町議会が設置するような組織などにつきましては、当該組合議会には設ける規定はしておりません。</p> <p>第3条の議員の対応についてであります。</p> <p>市町議会の双方において、情報の収集や行政への情報などの伝達については、議員個人ではなく、組織として対応することとなっております。</p> <p>しかしながら、組合議会におきましては、新たな組織を設けることはしておりませんので、正副議長を通じることとしております。</p> <p>第4条の議会の対応につきましては、議会や委員会開催中に大規模災害などが発生した場合の取扱いを規定し、第5条におきましては、議会の職員の対応として、被災状況や復旧・運転の見込みなどについて、組合議会議員の皆様への報告義務を課しております。</p> <p>しかしながら、通信手段の被災などにより、組合議会議員への報告に支障が生じることも想定されることから、そのような場合には、市町の組合担当課や市町の議会事務局への報告をもって代替することとしております。</p> <p>第6条は、その他として、2月9日の議会運営委員会においてあった意見も踏まえたものとしてございます。</p> <p>参考として、2月9日の議会運営委員会の協議記録のうち、関連すると思われるものを4ページに記載をさせていただいております。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>それでは、ただいまの説明を受けまして、第1条から協議をしていただきたいと思います。</p> <p>名称と第1条について、ご意見等ございますでしょうか。ありませんか。</p>

坪井委員長
つづき

(なしの声)

ないようですので、第2条、規程を適用する事態についてです。何かご意見ございますか。よろしいですか。

(なしの声)

ないようですので、次に第3条です。
第3条については、議員の対応ですね。「議員が情報の収集や要望を伝達する場合は、組合議会正副議長を通じて行わなければならない」というこの規定、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

(なしの声)

そうしたら、第3条ないようですので、次、第4条ですね。
第4条、議会の対応ですね。開催中の議会の対応は、会議を休憩しなければならないというようなことですね。これはよろしいでしょうか、第4条。

(はいの声)

ないようでございます。
次に、第5条、議会の職員の対応についてですね。「議会の職員は、被災状況や復旧・運転の見込みなどについて、組合議員に報告しなければならない」ということです。よろしいですか、第5条。

(はいの声)

ほかにないようですので、次にその他ということになりますね。
第6条「議員並びに議会の職員は、災害時に議会に参集できない役職や職務等に就かないよう努めなければならない」「この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする」とこういう第6条、その他の規定はいかがですか。

(結構ですの声)

特にないようですね。
最後に追加する項目とか、全体を通じてご意見等はございますでしょうか。ございませんか。

(なしの声)

特にご意見もないようですので、この規程でそれぞれのご意向も踏ま

<p>坪井委員長 つづき</p>	<p>えたものになっているということで、これで決定していただくということで、内容を書記長において取りまとめて、次回の議会運営委員会において確認をいただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>特に今、修正等もございませんでしたので、もう本日の議会運営委員会で決定したという形にさせていただいていいのかなというふうに思いましたけれども、そのような形でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。 この内容にて決定するということで、よろしくお願いいたします。 次に、最後の項目になりますが、役員選出の考え方についてであります。 令和8年2月9日開催の議会運営委員会におきましては、精華町議会での協議を踏まえて、組合議会の議会運営委員会において検討することを確認していただきました。 まずは、精華町議会での協議の結果につきまして、山下副議長から報告をお願いいたします。</p>
<p>山下副議長</p>	<p>精華町のほうなんですけれども、事務局のほうから、今お手元にございます資料の後半部分なんですけれども、さらに資料をいただきまして、この申合せ事項につきましては、木津川市、精華町、そして本議会、6人の正副議長のほうが署名、捺印ということで確認しておる事項なので、これについては重々大切にしてほしいというか、守ってほしいというのが、本議会のほうの意向でございます。 そして、もう一つなんですけれども、議運のほうにつきましては、この申合せ事項以降に議運のほうができたとしたことなので、これについては、またいろいろ議論してもらってもいいんじゃないだろうかということで、一応、話はついております。 以上です。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>続きまして、役員選出に係る過去の経過等につきまして、書記長に説明を求めます。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>それでは、事前に資料を配付させていただき、本日も机上配付させて</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>いただいております。資料を簡単に説明させていただきます。</p> <p>役員選出の考え方につきましては、正副議長の輪番制の見直しにつきまして提案がございまして、皆様には過去の経過等につきまして、事前に資料をメールに添付し配信し、本日、印刷したものを机上に配付させていただきます。</p> <p>ちょっと協議がずっと流れてきましたので、資料2-1につきましては、その協議をしていただいた結果の要旨を取りまとめたものを整理しております。まずは、そちらのほうをご覧いただきたいというふうに。</p> <p>正副議長の輪番制につきましては、組合議会議員の定数に係る協議の中から出てまいったものでございますので、それら協議の要旨を取りまとめたものが、この資料2-1というふうになってございます。</p> <p>そのうち、太字で下線処理をいたしましたのが、今回、提案のあった正副議長の輪番制に係るものでありまして、平成30年5月17日開催の組合議会と市町議会の正副議長で構成する第2回相楽郡西部塵埃処理組合規約改正に伴う協議において提案があり、特に反対するものではないので、組合議会において協議、決定されることを確認されております。</p> <p>そのことを受けまして、平成31年2月13日開催の組合議会全員協議会におきまして輪番制とすることを確認し、末尾に添付している申合せとして決定されたという経過でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>それでは、精華町議会における協議の結果や書記長の説明等について、何かご質疑ございますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>長岡委員</p>	<p>私が提案者ですので、精華町さんのほうからお聞きしまして、私もそのときを思い出したり、一人でも反対があれば、これは成立しないということなので、もう私の提案は取り下げさせていただきます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>ただいまご提案がありました長岡委員からは、合意が得られそうにないので取り下げると、つまり現状のままでというご意見でございました。</p> <p>そのように取り扱うということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>分かりました。特にご意見がないようです。</p> <p>役員選出の考え方につきましては、合意が得られなかったもので、現状のままといたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>

<p>坪井委員長 つづき</p>	<p>以上をもちまして、議会運営申し送り事項等検討結果に対しまして、各委員から提出のあった項目全ての再検討が終了いたしましたので、結果の整理について、書記長に説明を求めます。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>それでは、協議いただきました結果の整理につきまして、提案のほうさせていただきます。</p> <p>この間、多くの項目について協議をいただき、決定していただいたものにつきましては、全ての項目において全会一致をもって決定をいただいたところでございます。</p> <p>会議規則や傍聴規則の見直しなど合意に至った内容で既に改正されたものもございしますが、その他多くの項目につきましては、議会運営申合せ事項にまとめて記載することとしております。したがって、議会運営申合せ事項の改正案を私のほうで作成し、皆様には確認をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>ただ、次回の議会運営委員会につきましては、特に協議していただく項目もございませんので、さきに案内をさせていただきましたとおり、11月議会定例会に係る議会運営委員会、11月18日になろうかというふうに思っております。したがって、その間、長く期間が空きますので、まず議会運営の申合せ事項、改正案のほう、私の作ったものを皆様に送信しますので、その内容を見ていただいて、一定期間のうちに修正をする必要がある項目についてはこうじゃないかというのをいただいて、ある程度、整理をした上で、形上になりますけれども、11月18日の議会運営委員会で改正した議会運営の申合せ事項を確認していただくという形の取扱いにさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>その間につきましては、その最終決定をいただくまでは、新たな議会運営の申合せ事項、これ発効はしていないんですけれども、それに準じた取扱いというのは、もう順次、進めさせていただきたいというふうに考えております。その中で、また問題があれば、最終修正することも可能かなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>結果の整理につきましては、以上であります。</p> <p>また、施設内におけるWi-Fiの利用についてであります。</p> <p>ゲスト用の独立したチャンネルを議員の皆様にご利用していただく方向で検討も進めてまいり、本日、早くに来ていただいた議員の皆様には設定もさせていただいたところでございます。</p> <p>市町議会にも事前に確認をいたしましたところ、市町議会が貸与しているタブレットを利用してそのような取組をするということについては、特に問題ないというふうに私どものほうで確認もさせていただいておりますので、本日まだ設定をしていない議員、委員の皆様、また今後設定を希望される方がおられましたら、また事務局のほうまでご連絡をいただきたいと思います。また、終わってからタブレットを、言っていただきましたら対応をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろ</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>しくお願いいたします。 私からは以上であります。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>そういうことで、設定をしていただくということですので、よろしく お願いします。 この間、いろいろと難題があつて、心配もしていたんですが、皆さん の率直なご意見、またお互いに理解し合うようなことがございまして、 無事、議会運営についての協議は、以上をもちまして終了するというこ とになりまして、本日、予定した協議につきましても終了いたしました。 ありがとうございます。 次に、次第の3、その他についてであります。 書記長から何かございますか。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>先ほども申し上げましたとおり、次回の議会運営委員会につきまして は、既に案内させていただいたとおり、定例会も一緒でございます。 本日の議会運営委員会の次第の裏にも予定を記載しておりますので、 またご確認して頂ければと考えております。 特に大きな課題がない限り、このとおりやっていきたいというふうに 思っております。よろしくお願いいたします。 以上でございます。</p>
<p>坪井委員長</p>	<p>次回の議会運営委員会の日程につきましては、今、書記長からの説明 どおりとすることでご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 これをもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会 を終了いたします。 (09:51)</p>
	<p style="text-align: center;">この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">委員長 _____</p>